

**令和2年8月2日以降の創業（開店）の場合の取扱いについて**  
**（高知県営業時間短縮要請協力金）**

創業日（＝開店日）による分類	1日当たりの売上高の算定方法
①令和2年8月2日から令和3年8月10日までに創業した場合	<p>・令和2年9月30日までの間に1か月以上の営業実績がある場合、創業日から9月30日までの売上を前年8月及び9月の売上とみなします。</p> <p>・創業日からの1年分（1年に満たない場合は令和3年8月26日まで）の売上を前年の売上とみなします。ただし、営業時間短縮要請の期間（※）を除いて1日当たりの売上高を算定することができる</p> <p>※高知市：令和2年12月16日から令和3年1月11日、令和3年5月26日から6月20日、令和3年8月21日から9月26日</p>
②令和3年8月11日から9月9日までに創業した場合	1日の支給単価を2.5万円とします。
③令和3年9月10日以降に創業した場合	協力金の対象外とします。